

厚生労働省告示第二百十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、とつもろこし、キャベツ、芽キャベツ、ケール、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、ねぎ、にんにく、なす、メロン類果実、未成熟えんどう、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、ブルーベリー、ホップ、牛の肝臓、豚の肝臓、羊の肝臓、馬の肝臓、山羊の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、羊の腎臓、馬の腎臓、山羊の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、羊の食用部分、馬の食用部分、山羊の食用部分及び乳に残留するピラクロストロビンの量の限度、米に残留するフエントラザミドの量の限度、とつもろこし、その他のきく科野菜、その他のなす科野菜、かぼちや、しろつり、すいか、メロン類果実、まくわつり、その他のつり科野菜、オクラ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、なつみかんの果実全体、あんず、いちじ、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、バナナ、キウイ、アボカド、パイナップル、グアバ、なつめやし、その他の果実、綿実、ごんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のハーブに残留するブプロフェジンの量の限度並びにももに残留するボスカリドの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十二年五月十九日

厚生労働大臣 長妻 昭

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のアルドリン及びテイルドリン(総和をい
つ。)の項の次に次のように加える。

イソシアニル	米	0.3ppm
--------	---	--------

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のシメジの項中「きゅうり

0.3ppm」を「きゅうり
かぼちや

0.3ppm
0.2ppm」に「すもも」0.3ppm」

を「すもも
うめ」0.3ppm
1ppm」に改める。

第一食品の部 A 食品 | 一般の成分規格の項の表のピラクロストロビンに関する値を次のものに改める。

ピラクロストロビン	小麦	0.2ppm
	大麦	0.5ppm
	ライ麦	0.02ppm
	とうもろこし	0.02ppm
	その他の穀類	0.5ppm
	大豆	0.05ppm
	小豆類	0.5ppm
	えんどう	0.3ppm
	そら豆	0.3ppm
	らつかせい	0.05ppm
	その他の豆類	0.3ppm
	ばれいしよ	0.02ppm
	さといも類	0.04ppm
	かんしよ	0.04ppm

やまいも	0.04ppm
その他のいも類	0.04ppm
てんさい	0.2ppm
だいこん類の根	0.5ppm
だいこん類の葉	20ppm
かぶ類の根	0.4ppm
かぶ類の葉	16ppm
西洋わさび	0.4ppm
クレソン	29ppm
はくさい	3 ppm
キャベツ	0.2ppm
芽キャベツ	0.3ppm
ケール	1 ppm
きょうな	16ppm
チンゲンサイ	5 ppm
カリフラワー	0.1ppm

ブロッコリー	0.1ppm
その他のあぶらな科野菜	16ppm
ごぼう	0.4ppm
サルシフィー	0.4ppm
チコリ	29ppm
エンダイブ	29ppm
レタス	2 ppm
その他のきく科野菜	29ppm
たまねぎ	0.2ppm
ねぎ	0.7ppm
にんにく	0.05ppm
その他のゆり科野菜	0.9ppm
にんじん	0.5ppm
パースニップ	0.4ppm
パセリ	29ppm
セロリ	29ppm

その他のせり科野菜	29ppm
トマト	0.3ppm
ピーマン	0.5ppm
なす	0.5ppm
その他のなす科野菜	1.4ppm
きゅうり	0.5ppm
かぼちゃ	0.5ppm
しろうり	0.5ppm
すいか	0.5ppm
メロン類果実	0.2ppm
まくわうり	0.5ppm
その他のうり科野菜	0.5ppm
しょうが	0.04ppm
未成熟えんどう	0.02ppm
未成熟いんげん	0.5ppm
えだまめ	0.5ppm

その他の野菜	16ppm
みかん	0.02ppm
なつみかんの果実全体	1 ppm
レモン	1 ppm
オレンジ	1 ppm
グレープフルーツ	1 ppm
ライム	1 ppm
その他のかんきつ類果実	1 ppm
りんご	1 ppm
日本なし	1.5ppm
西洋なし	1.5ppm
マルメロ	1.5ppm
びわ	1.5ppm
もも	0.02ppm
ネクタリン	1 ppm
あんず	2 ppm

すもも	1 ppm
うめ	2 ppm
おうとう	2 ppm
いちご	0.5ppm
ラズベリー	2 ppm
ブラックベリー	1.3ppm
ブルーベリー	1 ppm
ハuckleベリー	1.3ppm
その他のベリー類果実	1.3ppm
ぶどう	3 ppm
かき	0.7ppm
バナナ	0.02ppm
パパイヤ	0.05ppm
マンゴー	0.05ppm
ひまわりの種子	0.3ppm
くり	0.04ppm

ペカン	0.02ppm
アーモンド	0.02ppm
くるみ	0.04ppm
その他のナッツ類	1 ppm
コーヒー豆	0.3ppm
ホップ	15ppm
その他のスパイス	29ppm
その他のハーブ	29ppm
牛の筋肉	0.5ppm
豚の筋肉	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5ppm
牛の脂肪	0.5ppm
豚の脂肪	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5ppm
牛の肝臓	0.05ppm
豚の肝臓	0.05ppm

その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05ppm
牛の腎臓	0.05ppm
豚の腎臓	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05ppm
牛の食用部分	0.05ppm
豚の食用部分	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05ppm
乳	0.03ppm
鶏の筋肉	0.05ppm
その他の家きんの筋肉	0.05ppm
鶏の脂肪	0.05ppm
その他の家きんの脂肪	0.05ppm
鶏の肝臓	0.05ppm
その他の家きんの肝臓	0.05ppm
鶏の腎臓	0.05ppm
その他の家きんの腎臓	0.05ppm

	鶏の食用部分	0.05ppm
	その他の家きんの食用部分	0.05ppm
	鶏の卵	0.05ppm
	その他の家きんの卵	0.05ppm
	干しぶどう	5 ppm

鶏、鶏の食用部分、鶏の卵、その他の家きんの食用部分、その他の家きんの卵、干しぶどうの項を次のものに改める。

フェントラザミド	米	0.02ppm
	魚介類	0.03ppm

フェントラザミドの項の次に次のものを加える。

ブプロフェジン	米	0.5ppm
	小麦	0.3ppm
	レタス	13ppm
	その他のきく科野菜	3 ppm
	トマト	1 ppm
	ピーマン	0.5ppm

なす	1 ppm
その他のなす科野菜	0.5ppm
きゅうり	1 ppm
かぼちや	0.5ppm
しろうり	0.5ppm
すいか	0.5ppm
メロン類果実	0.5ppm
まくわうり	0.5ppm
その他のうり科野菜	0.5ppm
未成熟えんどう	0.02ppm
みかん	0.3ppm
なつみかんの果実全体	0.3ppm
レモン	2.5ppm
オレンジ	2 ppm
グレープフルーツ	2.5ppm
ライム	2.5ppm

その他のかんきつ類果実	2.5ppm
りんご	2 ppm
日本なし	2 ppm
西洋なし	4.0ppm
マルメロ	4.0ppm
びわ	4.0ppm
もも	1 ppm
ネクタリン	1.9ppm
あんず	0.7ppm
すもも	1.9ppm
うめ	1.9ppm
おうとう	1.9ppm
ぶどう	1 ppm
かき	1 ppm
バナナ	0.2ppm
キウイー	0.5ppm

パパイヤ	0.9ppm
アボカド	0.3ppm
グアバ	0.3ppm
マンゴー	0.9ppm
パッションフルーツ	2 ppm
その他の果実	0.7ppm
綿実	0.35ppm
くり	0.02ppm
アーモンド	0.05ppm
茶	20ppm
その他のスパイス	5 ppm
その他のハーブ	3 ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
牛の脂肪	0.1ppm

豚の脂肪	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1ppm
牛の肝臓	0.1ppm
豚の肝臓	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
牛の腎臓	0.05ppm
豚の腎臓	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05ppm
牛の食用部分	0.1ppm
豚の食用部分	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
乳	0.02ppm
魚介類	0.2ppm

大豆

「」

「」

0.1ppm
大麦
大豆

3 ppm
2 ppm
レタス
その他のきく科野菜

11ppm
0.7ppm
レ
そ

タス
の他のきく科野菜
20ppm
2 ppm

パースニップ

0.7ppm
パースニップ
セロリ

0.7ppm
25ppm

その他のなす科野菜

1.2ppm
その他のな

す科野菜
15ppm

未成熟えんどう

1.6ppm

未成熟えんどう

5 ppm

もも
ネクタリン
あんず
すもも

1.7ppm
1.7ppm
1.7ppm
1.7ppm

もも
ネクタリン
あんず
すもも
うめ

0.2ppm
3 ppm
3 ppm
3 ppm
3 ppm

ぶどう

10ppm

」 ㊦

ぶどう
かき
バナナ

10ppm
1 ppm
0.2ppm

」 ㊦

なたね

3.5ppm

」 ㊦

なたね
ぎんなん

3.5ppm

0.05ppm

」 ㊦

」

その他のナッツ類
ホップ
みかんの果皮
その他のスパイス（みかんの果皮を除く。）
スペアミント
ペパーミント
その他のハーブ（スペアミント及びペパーミント除く。）

0.70p
35ppm
40ppm
2.5pp
30ppm
30ppm
18ppm

pm	「	その他のナッツ類	1 ppm	」	「	干し
		コーヒー豆	0.05ppm			
		ホップ	35ppm			
		その他のスパイス	40ppm			
		その他のハーブ	30ppm			
」	」	」	」			

ぶどう 8.5ppm 干しぶどう

10ppm に改める。

第一食品の部 A 食品一般の成分規格の項 6 の目の (1) の表の III サロマイシハの項の次に次のように加える。

メソトリオン	米	0.01ppm
	とうもろこし	0.01ppm

	その他の穀類	0.01ppm
	さとうきび	0.01ppm
	アスパラガス	0.01ppm
	オクラ	0.01ppm
	ラズベリー	0.01ppm
	ブラックベリー	0.01ppm
	ブルーベリー	0.01ppm
	クランベリー	0.01ppm
	その他のベリー類果実	0.01ppm
	その他のオイルシード	0.01ppm
	その他のハーブ	0.01ppm

第1食品の部 A 食品 | 穀の成分規格の項の(四)の表の「 」の項の次に次のように加える。

る。

レピメクチン	だいこん類の根	0.01ppm
	だいこん類の葉	0.3ppm
	はくさい	0.05ppm

キャベツ	0.05ppm
ブロッコリー	0.05ppm
レタス	0.1ppm
ねぎ	0.01ppm
トマト	0.3ppm
なす	0.2ppm
みかん	0.01ppm
なつみかんの果実全体	0.1ppm
レモン	0.1ppm
オレンジ	0.1ppm
グレープフルーツ	0.1ppm
ライム	0.1ppm
その他のかんきつ類果実	0.1ppm
りんご	0.2ppm
日本なし	0.2ppm
西洋なし	0.2ppm

	いちご	0.5ppm
	ぶどう	0.3ppm
	茶	0.3ppm
	その他のスパイス	0.3ppm

第一食品の部 A 食品一般の成分規格の項の表の「H」及び「メ」の項を
 別添。